

随意契約によることとした理由

1 件名

広島市消防団活動支援システム導入事業

2 業務概要

消防団活動における出動連絡や人数確認、出務報告などの一連の業務をシステム化し、業務を効率化することを目的として、消防団員のスマートフォンを活用した消防団活動支援システム（アプリ）を導入するもの。

3 契約の相手方

(1) 所在地

長野県上田市下之郷乙 1 0 7 7 - 5

(2) 商号又は名称

エプソンアヴァシス株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行には、事業者の優れた企画、ノウハウ、専門的知識及び経験等が不可欠であることから、業務遂行能力等を総合的に評価し、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1 者から提案があり、「広島市消防団活動支援システム導入事業公募型プロポーザル審査委員会」において審査を実施したところ、当該事業者が受託候補者として特定された。

以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結することとした。